

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

- 第1条 島原商工会議所（以下「商工会議所」という。）及び有明町商工会（以下「商工会」という。）は、島原市民の購買意欲を刺激し、購買力の市外への流出防止と市内商工業者の活性化を図るために、プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。
- 2 本事業の実施に関しては、この約款の定めるところによる。

### (名 称)

- 第2条 商品券は、湧くわく商品券と称する。

### (実施主体)

- 第3条 商品券発行団体は、商工会議所及び商工会（以下両者を総称する場合「発行者」という。）とする。

### (実施期間)

- 第4条 本事業は、第12条に規定する有効期間を経過し、発行者が指定した日をもって終了する。

### (発行総額等)

- 第5条 商品券の発行総額は、2億4千万円とする。
- 2 発行総額のうち、販売総額は2億円（低所得世帯・多子世帯助成券を含む。）とし、その20%にあたる4千万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

### (商品券の販売内容)

- 第6条 発行する商品券は、1枚額面1,000円券の12枚綴りを1セットとし、1セットを10,000円（低所得世帯・多子世帯助成券を含む。）で販売する。

### (券面表示事項)

- 第7条 商品券に次の事項を記載する。
- (1) 発行者名、発行者所在地
  - (2) 使用可能な金額、店舗、期間
  - (3) 偽造防止のための通し番号
  - (4) 転売の禁止
  - (5) 釣銭対応
  - (6) 紛失、盗難等の免責
  - (7) 約款の存在

## 第2章 商品券の販売

### (販売期間)

- 第8条 商品券の販売期間は、平成27年7月1日から平成27年12月31日までとし、売り切れた時点で終了する。

### (販売限度)

- 第9条 消費者への商品券販売限度は、次のとおりとする。

# 湧くわく商品券 (島原市プレミアム付商品券) 発行事業

## 約 款

販売期間	販売限度
平成27年7月1日～平成27年7月12日	1世帯につき、1セットまで ただし、低所得兼多子世帯の場合は、1世帯につき、2セットまで
平成27年7月13日～平成27年7月24日	1世帯につき、5セットまで
平成27年7月27日～平成27年12月31日	1人につき、5セットまで

#### (販売場所)

- 第10条 商品券の販売は、発行者の事務所又は発行者の指定した市内施設等（以下「販売所」という。）で行う。
- 販売所の責任者は、定められた方法で商品券を販売するものとする。
  - 販売所における商品券の売却代金は、第30条に規定する取扱金融機関に速やかに入金する。

#### (販売周知)

- 第11条 販売の周知方法は、次のいずれかの方法とする。
- 発行者広報紙
  - 島原市広報紙
  - 新聞等折込チラシ
  - 新聞等広告
  - その他

## 第3章 商品券の使用

#### (有効期間)

- 第12条 商品券の有効期間は、平成27年7月1日から平成27年12月31日までの間とし、有効期間を経過した商品券は無効とする。

#### (利用店舗)

- 第13条 商品券を使用できる事業所は、第20条による登録をした事業所（以下「登録店」という。）とする。

#### (対象商品等)

- 第14条 商品券は、登録店が取り扱う商品及びサービス等について、使用できるものとする。ただし、登録店は換金性の高いもの（切手、印紙等）など一部の商品及びサービス等について、商品券を使用できないものを指定することができる。

#### (釣り銭)

- 第15条 商品券の額面に満たない使用のときは、原則として釣り銭は支払われないものとする。

#### (紛失等の責務)

- 第16条 消費者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、消費者の責務とする。

#### (不正使用の損害)

- 第17条 偽造等の不正使用により本事業に損害を与えたときは、不正使用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

## 第4章 登録店

#### (登録店の募集)

- 第18条 登録店の募集の周知方法は、第11条の規定を準用する。

#### (登録店の登録資格)

- 第19条 登録店は、島原市内の事業所のうち、本事業に参加を希望するもので、次に掲げるものとする。
- 発行者の会員事業所（以下「会員」という。）
  - 発行者の非会員事業所（以下「非会員」という。）
- なお、本事業でいう会員・非会員の区分は、平成27年4月1日現在を基準として判断する。

#### (登録店の登録手続)

- 第20条 登録店の登録を希望する事業所は、発行者に「湧くわく商品券事業参加申請書」（様式第1号）を提出（その他発行者が指定する書類等がある場合は添付）し、発行者の承認を得るものとする。
- 発行者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に「湧くわく商品券取扱登録証明書」（様式第2号）及び登録店ステッカー（1店舗当たり3枚、ただし3枚を超える分については、1枚につき税込150円を徴収する。）を発行する。

#### (換金日等)

- 第21条 消費者から受け取った商品券の換金日は、平成27年7月1日から平成28年1月15日までの発行者が指定する日（時間）とし、最終換金日を過ぎた商品券は無効とする。

#### (換金方法)

- 第22条 登録店は、消費者が使用した商品券を換金する場合は、換金日（時間）に登録手続を行った発行者事務所に「湧くわく商品券取扱登録証明書」（様式第2号）を提示するとともに、「湧くわく商品券換金申請書」（様式第3号）に使用済商品券（裏面に登録店印を押印等し、100枚毎に束ねる）を添えて提出する。
- 発行者は、「湧くわく商品券換金申請書」（様式第3号）の内容及び使用済商品券の枚数を確認し、次の換金手数料を差し引いて、第30条に規定する取扱金融機関の小切手にて支払う。

	区分	金額等
換金手数料	会員	商品券額面金額×枚数×0%
	非会員（個人、市内本店登記の法人）	商品券額面金額×枚数×1%
	非会員（市外本店登記の法人）	商品券額面金額×枚数×3%

※登記簿謄本（3ヵ月以内、コピー可）にて、本店所在地の確認を行う。

#### (登録店の責務)

- 第23条 登録店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 消費者が有効期間中に商品券を持参したときは、商品券額面金額分の商品及びサービス等の提供を行うこと。
  - 商品券を使用できない商品及びサービス等を指定する場合は、消費者とトラブルにならないよう、事前告知するなど、最善の対応をするよう努めること。
  - 発行者が配布する登録店ステッカー（カラーコピー、拡大・縮小コピー可）を消費者の見やすい場所に掲示すること。

- (4) 消費者から受け取った商品券には、事業所印を押印すること。
- (5) 他店押印のある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (6) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに発行者に申し出ること。
- (7) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用、代理換金は禁止する。
- (8) 第31条に規定する行為に関与しないこと。
- (9) 発行者及び島原市が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をすること。
- (10) 本約款を遵守するとともに、発行者からの指示を遵守すること

**(登録店資格の喪失等)**

第24条 前条の規定及び虚偽申請など違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、登録店の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

**(紛失等の責務)**

第25条 消費者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、登録店の責務とする。

**(届出事項の変更)**

第26条 登録店は、登録事項に変更があったときは、速やかに登録手続を行った発行者事務所に届け出るものとする。

## 第 5 章 雑 則

**(返還請求等)**

第27条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還請求をし、発行者で審議し決定した処置を取ることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 登録店自らの商品仕入れ等に使用すること。
- (4) その他商品券の目的に相反する行為

**(発行者の責務)**

第28条 発行者は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (2) 商品券の保管は、特に厳重に行うこと。
- (3) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに商工会議所会頭及び商工会会長に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに登録店にその旨を通知すること。
- (4) 前各号のほか、商品券発行业に必要の運営管理を行うこと。

**(紛失等の責務)**

第29条 発行者の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、発行者の責務とし、損害を補填するものとする。

**(取扱金融機関)**

第30条 発行者は、次の取扱金融機関に口座を開設する。

金融機関	種 別	名 義
十八銀行島原支店	当座預金・普通預金	島原商工会議所 会頭 満井敏隆
十八銀行有明支店	当座預金・普通預金	有明町商工会 会長 片山輝雄

**(未登録店)**

第31条 いかなる理由があっても、未登録店の商品券の換金は応じない。

- 2 不正な登録店ステッカー（コピーや消費者が誤解する可能性があるものを含む。）の表示は禁止する。

**(協議事項)**

第32条 この約款に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、関係者で誠意をもって協議の上、解決するものとする。

**附 則**

この約款は、平成27年6月1日から施行する。